

事務局  
(松木局長)

ご起立を願います。  
礼。  
ご着席ください。

部会長

みなさま、おはようございます。ただいまから第705回農地部会を開催いたします。本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第21条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の南委員さん、正岡地区の村上委員さんのお二人にお願いいたします。

なお、本日はお手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第9号までの、9件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

まず、第1号議案、農地法第4条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(藤久次長)

それではご報告いたします。

平成27年6月26日から7月24日までに専決処理した案件は11件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら11件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地 9件 7,041 m<sup>2</sup>

商工業用地 2件 285 m<sup>2</sup>

となっております。以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。ただいま、第1号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

白石委員

部会長。部会長。私からは8号についてお聞きしたい点がございます。この、8号の申請者は、今日ここで審議ということですが、亡くなられておりますのでね。

それで、これを今、この方が転用を出して、賃貸住宅届けを出して、これを県に上げるということになりますと、これでまた問題が起きるか。

現況も、現在は松山市の中では、登記も、登記法も資産税課の台帳も、全部農地なんです。そういう中で、これはこの、森川丑徳さん自身にも聞きました。ただ、残念なことにはこれはですね。こういう場合は初めて私も経験することではありますが、それでですね、特にこの息子さん自身が市の職員ですよ。部会長あたりもご存知あるんだろうと思いますが。

それで特に私は、息子さん自身にも問題が起きると、これは教育支援センターにおいてですね。そういうような不正を特に指導するところのセンターの課長をしよるんです。定年もこようかというところで。

そういう立場におる人が、こういうのを上げて、びっくりしました。それで私はお聞きしよんです。

それでですね、もう一つ言っておきますが、あまりにこういうものが出るから、他も調べておりますよ。ずっと。

間違いが、国の登記法から基づいて多すぎる。それとですね、私が議会選出で出させていただいた根本に、松山市の都市計画の指導要綱には、全ての法律が適合するようにと、法律条例は。

いつも藤久職員がね、農地法では、と言っておりますが、他の法律に適合しなんだらいかんのですよ。亡くなった方の、いらっしゃらない方のことをここで審議するとか提出するなら、取り下げて、出し直すんやったら結構なんです。こんなの初めてなんです。

それとまた、他のところもあります。それで私はね。今までに言ってきとり  
ますが、納税猶予関係、税務署にも行きました。間違いだらけです。

登記法で 1,000 m<sup>2</sup>あるものを、わざわざ 5 月あたりはちゃんとこれ書いて  
おりますよ。

農家大困りですよあれは。局長にも言うております。

私も長く会長を務めてきましたが、私が間違いか、どっちが間違いか。と  
んでもないことになりますよ、こんなことしよったら。どうにもこうにも。

部会長

白石委員、相続税納税猶予はこの後案件がありますから、その時にお聞き  
します。

白石委員

そやけどこれはね、亡くなった方の審議をするのは、今生きていない方が  
転用をかけて賃貸住宅を建てるはずがないんですから。議案で全部取り下げ  
るんなら結構ですよ。

もう松山市農業委員会では、届けは受付しませんよというなら結構です  
よ。受け付けんようだったらここで審議する必要はないですよ。

部会長

森川さんの件は事務局から答弁をします。事務局お願いします。

事務局  
(藤久次長)

よろしいでしょうか。白石委員のご質問にお答えさせていただきます。こ  
の案件は農地法第 4 条の届出でございまして、まず、県に送付する案件では  
ございません。松山市農業委員会で決定する案件です。

それと、他法令のこととありますが、法律で、届出については他法令の  
審査は一切してはならないということになっております。あくまでも書類審  
査でございます。

そして、受付が 6 月 26 日になっております。

まあ、5 日以内に専決処理を行い、受理書を交付することになるんですけ  
れども、法律上、届出した日に遡って効力が発生します。ですから、その時  
にご存命であって、届出がされれば、そこで法律上有効になります。

ですからその後、亡くなられたとしても、その後のことは相続人さんが適  
正に処理していただいたら結構でございます。

以上でございますので、これは、今から許可申請のように審査していただ  
く案件ではございません。規定に基づき専決処理をいたしまして、その報告  
をさせていただく案件でございますので、ご理解をいただければと思いま  
す。以上でございます。

白石委員

松山市農業委員会というのはね、我々のことなんじゃ。職員じゃないんじ  
ゃ。言うとか、公選で出てくる。それと、これ、なんで、これだけがなん  
で、他のはちゃんと 5 日以内に処理すると言うといて、なんでこれだけが残  
ったの。5 日以内に処理できなんだん。森川さんにだけ失礼じゃない。どう  
いうことよ。

事務局  
(藤久次長)  
白石委員

5 日以内に処理をしておりますが。

それが何で今頃出てくるんよ。

事務局  
(藤久次長)  
白石委員

処理をしたという報告を、今させていただいたわけです。

おかしいじゃない。そんなこと。

松下委員

言うことないやろ。

白石委員

それやったら全部せんでいいと言ひよんのよ。届けの分はやめたらいいと

言よんよ。

松下委員

この会でいつもなんですけど、個人情報が出よりも。ですから、個人的なことで、ここで喋ったらいけんことは、農業委員さんでも、市の職員であっても、言ったらいけんということを踏まえないといけないと思いますよ。

それともう一つは、私も地元で、三代前の方が農家の方で、今、転用するところで、遺産分割協議ができてないということで、それで、兄弟全員が寄って、そのまますることもあります。市街化区域でも。

ですから、そこのところで個人的に転用させないということはできませんので、土地改良区としてもそういう風に扱わせていただいていますし、一番最高のところは、やっぱり言いよるように、カチッとした形で遺産分割協議書を作った中で、個々の遺産を相続した名前でやるということだと思いますが、これが、何千万円以上の財産でないといけないということになっておりますので、その辺りのことができてないところが沢山あります。

これは、松山市全体がそうなんですけど、その辺りのところを、たぶん事務局も困っていると思いますけど、地元の地区審査もしくは、地元の土地改良区においても非常に困っているところもありますので、その辺りのところは分かって発言していると思うんですけどね、自分が昔会長をしょったとか。わかつとんじゃけど、この会で、地区審査で通ってきとる、もしくは、ここで事前承認をもらつとるわけやから、そんなところについて突っ込んで話したところで、自分で、農業委員の個人的に対応するならかまんけど、ここで言ったところで、それは、地元の方々に相談せんと分かんと思いますよ。

我々も堀江地区では、今言いよる形で処理していますので、報告しておきます。

部会長

はい。ありがとうございました。白石委員、よろしいでしょうか。

白石委員

いえいえ、あのね。

松下委員

個人情報と言ったらいけまいがね。職員だとか。

白石委員

個人じゃないのよ。農業委員会は農業委員会です。この人は分かりきつとる。

なぜ今、死んで、居ない方のことをここで出しているのか。それでね、5日以内に処理すると言って、今何で出てくるん。これ、処理。もうやめるん。

部会長

ですから今、事務局が説明したでしょう。もう処理をしましたよと。

白石委員

これだけ何で、6月のが今頃出てくるんですか。あと全部7月やのに。

部会長

個人情報になるかも分かりませんが、森川さんがつい一週間位前に亡くなったのは我々も承知はしておるんです。おるけれども、農業委員会の事務取り扱い上は何ら問題はないということで今説明をしてもらったんだから。

白石委員

それは差別やないか。なんで事務取り扱いの問題がないん。

松下委員

もう閉会するか。馬鹿みたいに。こんな会できんぞ。

部会長

他にご意見はございませんか。

一同

意見なし。

部会長 はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。  
続きまして、第2号議案、農地法第5条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(藤久次長) それではご報告いたします。  
平成27年6月26日から7月24日までに専決処理した案件は13件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。  
これら13件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。  
なお、用途別処理状況といたしましては、  
住宅用地 9件 4,575 m<sup>2</sup>  
商工業用地 3件 703 m<sup>2</sup>  
公的用地 1件 0.43 m<sup>2</sup>  
となっております。以上でございます。

部会長 ありがとうございます。ただいま第2号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同 異議なし。

部会長 はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。  
続きまして、第3号議案、農地法第18条第6項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(渡部副主幹) それではご報告いたします。  
1番、本件は農地法の3条許可を受け、平成4年8月1日に設定された賃借権でございます。  
本件は、賃貸人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後、5条許可により、転用予定でございます。離作補償はないとしております。  
  
2番、本件は農地法の3条許可を受け、昭和56年4月10日に設定された賃借権でございます。  
本件は、賃貸人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。  
  
3番、本件は農地法の3条許可を受け、昭和56年4月10日に設定された賃借権でございます。  
本件は、賃貸人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。  
  
4番、本件は残存小作でございます。  
本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償として、農地法の3条許可を受けて別の農地を給付するとしております。  
  
5番、本件は残存小作でございます。  
本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

6番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

7番、本件は強化促進法により平成24年3月1日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条許可により、転用するものでございます。離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

ただいま第3号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

続きまして第4号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(渡部副主幹)

それではご説明いたします。

お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1番、譲受人の竹本さんは、農地約217アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自宅に近い本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

2番、譲受人の鎌田さんは、農地約105アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自宅に近く、耕作に便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

3番、譲受人の一色さんは、農地約25アールを耕作する農業者でございます。

このたび、本申請地を交換により取得し、農業に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程地元委員さんの補足説明を願ったうえで、ご審議をお願いいたします。

4番、譲受人の石丸さんは、農地約41アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自宅に近い本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

5番、譲受人の有田さんは、農地約234アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

6番、譲受人の柳原さんは、農地約97アールを耕作する農業者でございます。

このたび、小作地解放により本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。

7番、譲受人の日高さんは、農地約460アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自作地に近く、耕作に便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

8番、譲受人の西原さんは、農地約183アールを耕作する兼業農家でございます。

このたび、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

9番、譲受人の高橋さんは、農地約132アールを耕作する農業者でございます。

このたび、本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

10番、譲受人の鍋屋さんは、農地約51アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

11番、譲受人の樋野さんは、農地約486アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自作地に近い本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

12番、13番は、譲受人が同一であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の俊成さんは、新規農業者でございます。

このたび、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございました。

ただいま第4号議案について、事務局から説明がありました。

それではここからは、委員さんによります地元説明をお願いいたします。

まず、6ページの3番でありますけれども、味生地区でありますので、森山委員さんからお願いします。

森山委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましており、譲受人の一色和孝さんは、農地約25アールを耕作する農業者であります。

今般、味生地区の農地を譲り受け、取得後の耕作面積30アール以上として、今後ますます農業に精進しようとするものであります。

耕作意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。が、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>次に、12番、13番は併用案件であります。まず、12番の所在地が東中島地区でありますので、山田委員さんからお願いをいたします。</p>
山田委員	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の俊成大輔さんは、古三津三丁目に居住しており、このたび、東中島地区にて新規に農業を始めたいと申請に及んだものでございます。</p> <p>地区審査におきまして、農業に対する営農体制、労働力等を確認いたしましたところ、地元およびJAにて営農指導を受けるなど、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。次に、13番は所在地が西中島地区でありますので、脇坂委員さんからお願いをいたします。</p>
脇坂委員	<p>はい。俊成さんは西中島地区にも農地を借りまして、新規農業をやるという意欲も十分感じられましたので、地元として了承をいたしました。審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。続きまして、12番、13番の住所地であります、新浜地区担当の熊田委員さん、お願いします。</p>
熊田委員	<p>それではご説明申し上げます。</p> <p>さきほど地元委員から説明がありましたとおり、譲受人の俊成さんは古三津三丁目に居住をしておられます。</p> <p>今般、東中島、西中島地区で農地をお借りして、新規農業、ミカン作り等をお考えのようであります。</p> <p>住所地審査においても、営農体制等の意識を確認いたしまして、耕作意欲も十分でございます。</p> <p>住所地の委員といたしましても了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第4号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。</p> <p>本件につきまして、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第5号議案、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それではご説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を祖父より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第二種農地と判断されます。</p>

2番、本件受人は、市内古川南三丁目で乗馬クラブを運営する法人でございますが、現在のクラブハウスを、国土交通省の指導により、河川区域外に移転しなければならなくなったこと、および、駐車場が不足していることから、昭和50年当時より、農地法の許可を得ず、畜舎および駐車場として利用していた隣接地へ、新たにクラブハウス1棟、畜舎2棟を建築するとともに、駐車場も確保したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第二種農地と判断されます。

本件は申請面積が1,000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえで、ご審議をお願いいたします。

3番、本件受人は、不動産業、太陽光発電事業を主な業務とする法人でございますが、この度、法人の代表取締役が所有し、既存の太陽光発電施設に隣接する本申請地で事業の拡張を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第二種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1,000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

4番、本件受人は、各種ボイラー、水処理装置の製造販売を主な業務とする法人でございますが、このたび新規事業として、バラスト水処理装置および燃料電池システムを手掛けることとなり、新たに本申請地を取得し、開発製造工場および倉庫を建築するとともに、不足する駐車場を確保し、さらに、保健事業としての運動場、遊歩道などの健康増進施設を設置したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、ほとんどが第二種農地で、一部第一種農地がありますが、その部分は既存施設の拡張で、許可基準に適合していると判断されます。

本件は申請面積が2ヘクタールを超えており、愛媛県が国との協議を経て、最終判断をすることとなります。

本件は、1,000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございました。ただいま第5号議案について、事務局から説明がありました。

ここからは地元委員さんから説明をお願いします。

まず、2番でありますけれども、石井地区でありますので、戒能明久委員さんからお願いします。

戒能明久委員

はい。それではご説明いたします。

さきほど事務局から説明がありましたとおり、申請者の株式会社エムアールシー乗馬クラブは、石井地区において事業所を構え、乗馬クラブ運営を主たる事業とする業者であります。

従来より河川区域内にあるクラブハウスを、区域外へ移転するよう国土交通省から指導を受けていたことと併せて、建築基準法に適合する畜舎への建て替えを行う必要があることなどから、今般の農地転用許可申請に及んだものですが、目的、内容ともに適切と認められ、また、他法令に基づく手続きも同時に進められていることから、地元としては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。以上です。

部会長	はい。ありがとうございます。次に、3番でありますけれども、これは久枝地区でありますので、渡部潤一郎委員お願いいたします。
渡部潤一郎 委員	<p>それではご説明いたします。</p> <p>さきほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人の太陽有限会社は、不動産業および太陽光発電事業を営む事業者であります。</p> <p>今般、経営の安定化を図るため、太陽光発電施設を設置するとして、農地転用許可申請に及んだものであります。</p> <p>転用の目的、内容ともに適切と認め、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	はい。ありがとうございます。次に、4番でありますけれども、正岡地区でありますので、村上委員さんお願いします。
村上委員	はい。事務局説明のとおりでございますので、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。以上。
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、5号議案について、事務局ならびに地元委員さんからの説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	異議なし
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、本件は県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、第6号議案、平成27年度第5号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (片山主査)	<p>それではご説明いたします。</p> <p>本日の案件22件のうち、使用貸借権設定が18件、賃借権設定が3件で、その内訳は、新規が37筆、更新が6筆、再設定が3筆です。</p> <p>また、その他に所有権移転が1件となっております。利用集積計画総面積は42,264㎡でございます。</p> <p>番号1の譲受人は、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を維持するとしております。</p> <p>番号2, 3, 4, 5, 6の譲受人は、約128アールを耕作する農事組合法人で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>番号7の譲受人は、約32アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>14ページの、番号8, 9, 10, 11, 12の譲受人は、約247アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定することに加え、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>番号13の譲受人は、約245アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>15ページの番号14の譲受人は、約145アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>番号15, 16, 17, 18と、16ページの番号19, 20, 21の譲受人は、約186アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>番号22の譲受人は、農地を贈与によって取得することにより、現在の経</p>

営規模を維持するとしています。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は平成27年8月31日の予定となっております。公告日から効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。ただいま第6号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案どおり承認するものといたします。次に、第7号議案農地法第3条の3第1項の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それではご報告いたします。

(渡部副主幹)

平成27年6月26日から7月24日までに専決処理した案件は4件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらにつきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。ただいま第7号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、本件原案どおり承認することといたします。

続きまして、第8号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それではご説明いたします。

(片山主査)

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。

この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作されています。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。ただいま第8号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

はい。白石委員。

白石委員

これはこれで結構で、異議ないんですけどね。5月部会に、農業用倉庫を建てるため、98㎡で納税猶予を受けていた一枚の、1,000㎡以上のね。

そういう場合に、農業者の方に後日問題が起こると思うんです。

というのは、98㎡ぴっしやりに一枚の農地がなった場合はいいんです。

狭かったり、広がったりすると、どこ受けとるかが分かりませんから、建築確認受けて、転用受けて、なった場合はいいですが、狭かったり広がったりするときにはまた、どうするかと。

測り直すかという問題が起きる。そしてですね、今までは、現在が、登記が1,000㎡の農地は1,000㎡そっくり受けよったんです。そのまま。で、転用した時点、分筆した時点で受けよったんです。それで結構だったんです。

この間も税務署に行ってきました。それを5月はやっております。

それでまた、なおかつ、納税猶予は農業用倉庫の98㎡だけ引いておりました。一枚1,200くらいの中から。

もし、そういう場合に、そして、そこにお尋ねしたいのは、畑と田と、さつき樹園地がだいぶ出てきましたが、総会の資料に、農業委員会では、田と畑の面積が出とんです。

先の6月部会ではですね、田、田、田と南斎院でなっとったんです。ハウスですが、畑にしとりました。

そういう風に職員さんに指導をしとんのか聞いてみたい。

しかし、うちの資産税課では田です。全部、田です。そうやから、農業委員会では謄本が付きますから、総会では田面積なんぼ、畑面積なんぼ、と載せます。総会の総合面積、松山市の農地面積は、水田面積いくら、畑面積いくら、樹園地面積もあるが、それをどういう風に取り扱っているのか、現況がハウスになっておれば畑、と職員さんにさせよんか、そこらへんのことを教えてもらいたい。議案については結構なんですけど。

部会長

ただいまの白石委員のこの質問なんですけども、過去のこの部会においても何度か出て参りました。その都度事務局から、法的にはこうなんですよ、と説明はあったと私も承知しておるんですけども、せっかくの質問ですから、もう一度事務局から、取りまとめといいますか、説明をいたしますので、事務局お願いいたします。

事務局

すいません。事務局です。

(片山主査)

納税猶予と農業用倉庫の関係の適用の取り扱いについて、説明させていただきます。

はじめて納税猶予の特例の適用を受けようとする場合の取り扱いについては、相続開始時において、農業用倉庫になっている土地は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことから、相続税の納税猶予の特例の対象となる農地にあたりませんので、転用許可の必要でない、200㎡未満の農業用倉庫が建っている敷地であっても、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の特例適用農地の面積から除外して申請する必要があります。

納税猶予の特例を受けた後の取り扱いなんですけれども、納税猶予の特例の適用を受けた後において、特例適用農地の一部を農業倉庫として転用したとしても、引き続き納税猶予の特例を受けることができます、という取り扱いを、松山税務署資産税一部門の担当者から確認しました。

適用農地の地目の関係なんですけれども、適格者証明について、現地の調査をした際に、どういう使われ方をしているか、登記地目が田であっても、現況が畑であれば、現況地目は畑という風に記載して証明を出しています。

部会長

ありがとうございました。白石委員これでよろしいですか。

白石委員

現況地目のことだけど、ハウスが建っていたら、水田でも畑と載せとんかと、野菜植えとったら畑とするのかということ。

倉庫が建つとったら水田は、登記も資産税は水田となっているが、農業委員会だけが、水田の分を畑にしたり、宅地にしたりということです。税務署が確認するのかとも言いに行っただけです。

事務局  
(片山主査)

適格者証明を発行する際に、現地確認を事務局でしまして、現況の使われ方がどうかということで、畑であれば畑と証明書に記載してお出ししています。

部会長

はい。ありがとうございました。他にございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第9号議案、松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(藤久次長)

それではご説明いたします。

1番、本件は、申出人より、農用地区域からの除外申出があり、それを受けて市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。

本件申出人は、窪野町で建設車両の修理、製造業を営む法人ですが、業績の向上に伴い、既存の車両置場等が手狭で、事業に支障をきたしていることから、隣接する本申請地を取得し、露天駐車場として利用するため、農用地区域除外申出をしているものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の、一団の農地の区域内にある第一種農地でございますが、本件は、申請にかかる土地の周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、農地転用許可基準に適合していると判断されます。

以上、本件について農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございました。ただいま、第9号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議、ご意見などございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

以上で、本日の提出議案9件の審議は全て終了いたしました。

ここで委員さん何かご意見などございましたらお受けいたします。

ないようでしたら、事務局から連絡事項がございますので、事務局よろしくをお願いします。

事務局

(事務連絡)※別紙参照

部会長

ただいま事務局から、数点に渡って、連絡事項がございました。

それでは、以上をもちまして、第705回農地部会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時40分閉会

